

〈B. 三歳児健康診査の視覚検査における異常児の取り扱い〉

6. 三歳児視覚検査における事後措置の経過

久保田伸枝* 増子 徹* 吉田久美子*
中村 修* 高橋 英樹*

要約：三歳児健康診査で発見された視覚異常児の事後措置の実態は、昨年度の調査で明らかにしたように、三歳児健康診査に視覚検査が導入された平成2年10月以後、弱視の早期発見・早期治療が可能となったことが最も顕著であった。今年度は、事後措置後の経過を視力の面から調査を加えた。その結果、弱視の治療成績も良好であることが判明し、三歳児健康診査に視覚検査が導入されたことが、小児の視覚発達に及ぼす意義が大きいことが再確認された。

目 的

三歳児健康診査における視覚検査の有効性をみる目的で、三歳児健康診査で発見された視覚異常児について、事後措置がどのように行われているかを検討する。

方 法

三歳児健康診査を経て帝京大学医学部附属病院眼科を受診した三歳児で、事後措置として屈折矯正および弱視視能矯正訓練を受けたものと、同時期に受診した四・五・六歳児の弱視症例を対象とし、弱視の種類別に視力の経過を調査し、両者の比較を行った。

結 果

前回報告した期間(平成2年10月から平成4

年12月)に、三歳児健康診査を経て帝京大学医学部附属病院眼科を受診した三歳児424名中、事後措置として屈折矯正および弱視視能矯正訓練を受け平成5年12月までの期間観察できた弱視症例は、斜視弱視9例9眼、不同視弱視7例7眼、屈折異常弱視9例14眼、計26例31眼であった。

なお、昨年度報告した424名中、当院で事後措置を受けたものは84名であり、そのうち、屈折矯正および弱視視能矯正訓練を受けたものは68名であるが、矯正視力が0.5以上は対象から除外してある。本来、弱視としては0.8以下とすべきであるが、三歳児という年齢を考慮してここでは0.4以下を弱視とした。

同時期に受診した四・五・六歳児で、屈折矯正および弱視視能矯正訓練を受け、平成5年12月までの期間観察できた弱視症例は、斜視弱視

* 帝京大学医学部眼科学教室

6例6眼，不同視弱視36例36眼，屈折異常弱視25例35眼，計67例77眼であった。

三歳児健康診査を受け受診した三歳児の治療

表1 三歳児の斜視弱視9例9眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上の症例数	最終視力0.8以下の症例数
0.4	0	0
0.3	0	1(→0.3)
0.2	0	1(→0.3)
0.1	0	1(→0.2)
0.09~0.05	0	3(→0.1 0.1 0.3)
0.04以下	0	3(→0.05 0.3 0.6)

成績を表1~3に，四・五・六歳児の治療成績を表4~6に示す。表中()内は症例ごとの最終視力を示す。

表2 三歳児の不同視弱視7例7眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上	最終視力0.8以下
0.4	0	0
0.3	0	0
0.2	1	1(→0.4)
0.1	0	3(→0.2 0.3 0.4)
0.09~0.05	0	1(→0.3)
0.04以下	0	1(→0.4)

表3 三歳児の屈折異常弱視9例14眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上	最終視力0.8以下
0.4	1	1(→0.7)
0.3	2	1(→0.6)
0.2	3	1(→0.3 [#])
0.1	2	2(→0.3 [#] 0.4)
0.09~0.05	0	0
0.04以下	0	1(→0.2)

表4 四・五・六歳児の斜視弱視6例6眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上	最終視力0.8以下
0.4	0	1(→0.4)
0.3	0	0
0.2	0	1(→0.3)
0.1	0	1(→0.1)
0.09~0.05	0	1(→0.2)
0.04以下	0	2(→0.01 0.09)

#加療中にCTに異常発見(同一症例の両眼)

表5 四・五・六歳児の不同視弱視36例36眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上	最終視力0.8以下
0.4	3	2(→0.4 0.5)
0.3	0	7(→0.3 0.6×4 0.7×2)
0.2	3	3(→0.2 0.3 0.5)
0.1	2	13(→0.1×7 0.2 0.3 0.4×3 0.6)
0.09~0.05	0	3(→0.07 0.1 0.1)
0.04以下	0	0

表6 四・五・六歳児の屈折異常弱視25例35眼の治療成績

当初視力	最終視力0.9以上	最終視力0.8以下
0.4	12	3(→0.5 0.7 0.7)
0.3	6	1(→0.6)
0.2	4	4(→0.5 0.6 0.7 0.7)
0.1	2	3(→0.1 0.2 0.5)
0.09~0.05	0	0
0.04以下	0	0

考 察

事後措置の経過として、屈折矯正および弱視視能矯正訓練を行った症例について検討した。当院で眼鏡を装用し、弱視視能訓練を開始した症例では途中で脱落したものはない。ただし、結果の症例には含まれていないが三歳児健康診査で発見され、当院で治療開始した症例のうち2例が家族の転勤のためこの期間内に転医している。

今回は、治療開始時に矯正視力が0.4以下である弱視の視力の経過を主に調査した。

斜視弱視の予後は、三歳児および四～六歳児ともに最終視力が0.9以上に回復したものはみられない。斜視弱視は、三歳児での発見は早いとは言えず当然の結果である。

不同視弱視は、三歳児では、最終視力が0.9以上に回復したものは少ないが、すべての症例で視力の向上がみられる。これに対して、四～六歳児では、治療効果のみられない症例も多い。屈折異常弱視では、両者に差がみられない。しかし、不同視弱視および屈折異常弱視の予後を判定するには、観察期間が1年から2年3ヵ月と短いので、さらに経過を追う必要がある。

従来、三歳児で屈折異常弱視および不同視弱視の治療が開始されることは稀であった。しかし、屈折異常弱視および不同視弱視の予後は、当初視力の良否が最も重要である。三歳児で弱視治療が開始されるならば、当初視力の低下の予防も期待でき、さらに、良好な視機能を、この時期から獲得できることは、視機能以外の発達に及ぼす影響も図り知れない。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:三歳児健康診査で発見された視覚異常児の事後措置の実態は,昨年度の調査で明らかにしたように,三歳児健康診査に視覚検査が導入された平成2年10月以後,弱視の早期発見・早期治療が可能となったことが最も顕著であった。今年度は,事後措置後の経過を視力の面から調査を加えた。その結果,弱視の治療成績も良好であることが判明し,三歳児健康診査に視覚検査が導入されたことが,小児の視覚発達に及ぼす意義が大きいことが再確認された。